

## 金沢弁護士会紛争解決センター利用案内

### 1 はじめに

金沢弁護士会紛争解決センター（以下「センター」といいます。）は、裁判によらずに当事者間の紛争（もめごと）を解決するための機関です。弁護士が「あっせん人」となって、公正・中立の立場で当事者から事情をお聞きし、当事者双方の合意（和解）による解決を目指します。

ただし、センターはあくまでも当事者間の合意により紛争を解決する機関ですので、相手方がどうしても手続に応じない場合や、話し合いが合意に達しない場合は、紛争を解決することができません。

なお、センターへの申立には、「時効の中止の効果」や「和解契約における強制執行力」はありません。

### 2 手続の流れ

センターは、あっせんの申立てにより手続を開始します。申立てが受理されるとセンターから相手方に連絡し、センターでの話し合いに応じてもらえるかどうかをお聞きします。

相手方が話し合いに応じる場合は、あっせん期日を決め、あっせん人が双方の言い分を聞き、当事者間の和解のあっせんを行います。あっせんにより当事者間に和解が成立した場合には、和解契約書を作成して手続を終了します。

相手方が話し合いに応じない場合や話し合いをしても合意に至らない場合は、手続は終了します。

### 3 費用の種類や額、算定方法、支払方法

**【納付に係る手数料は当事者負担となります】**

センターを利用するにあたって、当事者には次の費用を負担していただきます。

#### ① 申立て手数料

1件11,000円（消費税込）で、申立て人があっせんを申立てる際にセンターに納付していただきます。原則としてセンターが受領した申立て手数料は返還いたしません。

#### ② 成立手数料

あっせんが成立した場合にお支払いいただきます。和解契約締結時に成立手数料額を決定しますので、その金額をセンターに納付していただきます。

成立手数料額は原則として下表のとおりで、和解契約書に記載された負担割合に応じて共同して納付していただきます（消費税別）。

和解契約書に記載された解決額	算定基準割合
100万円以下の場合	8%
100万円を超える200万円以下の場合	5%+3万円
200万円を超える500万円以下の場合	3%+7万円
500万円を超える5000万円以下の場合	2%+12万円
5000万円を超える1億円以下の場合	1%+62万円
1億円を超える場合	0.5%+112万円

### ③ 通訳料

通訳人を利用する場合は、センターが定める通訳料を負担区分に従って予納（3期日分36,000円）していただき、手続終了後精算いたします。

### ④ 鑑定・出張料

鑑定や出張が必要な場合は、その都度費用が必要になります。これらの費用は、あらかじめ、誰がいくら負担する必要があるのか見積もった上でお知らせします。

## 4 申立の方法

申立書に必要な書類（資格証明書、委任状、証拠等）を添付して、センターに提出して下さい。申立書及び証拠書類の提出通数は、通常は相手方の数+2通です。

申立ての際には、申立手数料をセンターへ納めていただきます。

## 5 あっせん人、専門委員の選任

あっせん人は、センターに備え置かれたあっせん人候補者名簿（法曹経験7年以上の弁護士等）の中からセンターが選任します。原則として1人の弁護士があっせん人となります。事案によっては、更に弁護士や弁護士以外のあっせん人を選任し、2人又は3人で行うことがあります。

また、あっせん人を補佐するために弁護士や専門的知識を有する者を専門委員に選任することがあります。

## 6 提出された記録等の保存、返還の取扱い

和解契約書原本は手続終了後30年間、それ以外の書面は手続終了後10年間、センターで保存します。証拠物は、手續終了後速やかに、提出者に返還します。

## 7 当事者等の秘密の取扱い

手続は非公開です。あっせん人、専門委員、通訳人及び本会の役員等には守秘義務が課せられており、秘密は守られます。また、手続で提出された書面や情報も非公開となっています。ただし、当事者双方の同意を得た場合やセンターの研究会等で報告する場合、

当事者が特定されないようにして開示することができます。

## 8 途中で終了する場合

申立人は申立てを取り下げるすることができます。相手方は手続から離脱することができます。いずれの場合も書面を提出してください。

あっせん人が、紛争の性質や当事者の譲歩の有無など一切の状況を考慮して、成立を見込めないと判断したときは、あっせん手続を終了させることができます。

## 9 成立した際に作成する書面

あっせん人が、和解内容や成立手数料や諸費用の額とその負担割合等を記載した和解契約書を作成します。当事者双方及び利害関係人が記名押印又は署名し、あっせん人が和解契約成立の証人として署名押印します。原則として、当事者及び利害関係人の数+1通作成し、当事者及び利害関係人に正本を送達します。

## 10 苦情の取扱い

あっせん手続に関する苦情は、口頭（電話を含む。）又は書面（ファクシミリを含む。）によりセンターに申出てください。センターは、苦情内容等について調査等の適宜の措置をとり、必要があれば、苦情申出者に対し、確認した事実及び処理の結果を、口頭又は書面で通知します。

【名 称】 金沢弁護士会紛争解決センター  
【所 在 地】 石川県金沢市丸の内7番36号  
TEL 076-221-0242 FAX 076-222-0242  
【業務取扱日時】 月曜日～金曜日の午前10時～午後5時  
(祝祭日、年末年始、その他弁護士会が指定する休日を除く)